

公益財団法人大分県奨学会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県奨学会（以下「この法人」という。）定款第18条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この財団を主たる勤務場所とし、原則週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等は明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、大分県職員（大分県教育庁職員を含む（以下同じ）。）、又は、事務局職員の身分を有し、別に給与が支給されている場合は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができる。ただし、大分県職員であった者ですでに退職手当を受給している者については支給しないものとする。
- 5 評議員は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額、別表第一「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、役員のうち常勤の理事の報酬月額は別表第一「常勤役員の報酬月額」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 常勤役員に対する役員賞与の総額は、報酬月額の4か月以内とし、別表第二「常勤役員の役員賞与」の支給基準に基づき、理事長が理事会の承認を得て、その総額

の範囲以内で定めるものとする。

3 常勤の役員に対する退職慰労金は、別表第三「常勤役員退職慰労金の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

4 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の給与及び旅費に関する規則に準ずる。

(費用)

第8条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(理事長への委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人大分県奨学会設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表第一（常勤役員の報酬月額）

（単位：円）

号	報酬月額	号	報酬月額
第1号	180,000	第7号	300,000
第2号	200,000	第8号	320,000
第3号	220,000	第9号	340,000
第4号	240,000	第10号	360,000
第5号	260,000	第11号	380,000
第6号	280,000	第12号	400,000

別表第二（常勤役員の役員賞与）

常勤役員の役員賞与の支給基準	<p>1 役員賞与は、6月1日と12月1日の基準日に在職する常勤役員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合についても同様とする。</p> <p>2 役員賞与の支給額は、6月と12月にそれぞれ報酬月額の2か月以内で次の算式によるものとし、その支給率は理事長が別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">役員賞与の支給額 = 報酬月額 × 支給率 × 支給割合</p> <p>3 勤務期間における支給割合は、次のとおりとする。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>在 職 期 間</th> <th>支 給 割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5 か月以上 6 か月未満</td> <td>100分の 90</td> </tr> <tr> <td>4 か月以上 5 か月未満</td> <td>100分の 70</td> </tr> <tr> <td>3 か月以上 4 か月未満</td> <td>100分の 50</td> </tr> <tr> <td>2 か月以上 3 か月未満</td> <td>100分の 30</td> </tr> <tr> <td>1 か月以上 2 か月未満</td> <td>100分の 10</td> </tr> <tr> <td>1 か月未満</td> <td>100分の 0</td> </tr> </tbody> </table>	在 職 期 間	支 給 割 合	6 か月	100分の100	5 か月以上 6 か月未満	100分の 90	4 か月以上 5 か月未満	100分の 70	3 か月以上 4 か月未満	100分の 50	2 か月以上 3 か月未満	100分の 30	1 か月以上 2 か月未満	100分の 10	1 か月未満	100分の 0
	在 職 期 間	支 給 割 合															
	6 か月	100分の100															
5 か月以上 6 か月未満	100分の 90																
4 か月以上 5 か月未満	100分の 70																
3 か月以上 4 か月未満	100分の 50																
2 か月以上 3 か月未満	100分の 30																
1 か月以上 2 か月未満	100分の 10																
1 か月未満	100分の 0																

別表第三（常勤役員の退職慰労金の算出要領）

区 分	適 用 基 準
常勤役員の退職慰労金	在職月数
	<p>（算式） 報酬月額 × $\frac{\text{在職月数}}{12}$ × 係数</p> <p>1 在職月数は、1月に満たない端数は切り捨てるものとする。</p> <p>2 係数は、100分の50以内とし、理事長が別に定める。</p>